

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の運用について

平成 10 年 6 月 2 日

平成 20 年 9 月 18 日 一部改正

平成 30 年 6 月 20 日 一部改正

令和 元年 6 月 4 日 一部改正

令和 2 年 3 月 26 日 一部改正

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱(以下「要綱」という。)を運用するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

1 要綱Ⅱ実施要領に基づく避難勧告等の発令時期について

避難勧告の発令時期は、港内の気象・海象が悪化する前(一般的に風速 15m/s の強風域に入る前)に避難が安全に終了することを前提に、台風の規模、針路、速力等を勘案して決定するものとし、具体的な時期は以下の基準とする。

(1) 第一体制 (避難準備勧告)

強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達するおそれがあるとき。

(2) 第二体制 (大型船等避難勧告)

阪神港(神戸区及び尼崎西宮芦屋区)が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達する 6 時間前。

(3) 第二体制 (全船舶避難勧告)

阪神港(神戸区及び尼崎西宮芦屋区)が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両区が重大な影響を受けると判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達する 5 時間前。

(4) 第二体制 (錨泊自粛勧告)

兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性があるとして判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区に達する 6 時間前、又は、平均風速 15m/s 以上の風が連続して阪神港神戸区に吹くと予測される 6 時間前。

ただし、急遽、兵庫県神戸市に暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合は、警報発表時。

2 避難勧告等発令時期の発表

台風等接近の状況により、夜間及び休日に避難勧告等を発令することが想定されるが、この場合、連絡体制の確保、避難準備の安全確保等を鑑み、避難勧告等の発令時期を事前に発表するものとする。

3 避難勧告等解除後の安全措置について

避難勧告等を解除した場合にあっても、港湾施設の損壊、漂流物件等が確認され港内での船舶交通の危険が生じる場合、これが解消されるまでは、別途、航行制限等を実施することがある。

4 その他

船舶の避難にあっては、水先人の乗船、曳船の準備に要する時間を考慮し、十分な余裕を持ってこれにあたるものとする。

なお、水先人、タグボートを必要とするものについては、避難船舶を優先とし、その他の船舶についても避難船舶に影響を与えないよう、十分な調整を行うものとする。